



島根県報

平成16年 3 月19日 (金)
号外 第 22 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

行政監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成16年 3 月19日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものであり、平成15年度においては、次のとおり実施した。

第2 監査概要

1 監査テーマ

県が事務局を持つ任意団体に対する県の関与について

2 監査目的

県が事務局を持つ任意団体（以下「団体」という。）に対する県の関与については、当該団体を所管する県機関（以下「県機関」という。）の職員が事務局職員となっているもの、また、県が補助金、委託料等の財政支出を行っているものがある。

団体に対するこれらの県の関与が、団体の設立当初における目的、あるいは現在の県行政における団体の位置付け等に照らし妥当かどうかなどについて監査を実施し、団体に対する県の適切かつ合理的な関与に資することを目的とした。

3 監査対象機関等（表1参照）

県が事務局を持ち、かつ、県が財政支出を行っている団体を所管する県の57機関を監査対象機関とするとともに、県機関が所管する89団体に対し関係人調査を実施した。

4 監査対象年度

平成14年度

5 監査実施期間

平成16年2月3日から同年2月10日まで

6 監査実施方法

監査は、実地監査を原則とし、一部の県機関については書面監査により実施した。

第3 監査結果

1 県の団体に対する関与の概要

(1) 県職員の団体役員就任状況

県職員の団体役員就任状況は、表2、表3のとおりである。

県職員が役員として就任していた団体は50団体であり、そのうち、団体の代表者に就任しているものは、知事が7団体、その他の職員が31団体であった。

(2) 県職員の団体事務局業務従事人数及び従事時間数

県職員の団体事務局業務従事人数及び従事時間数は、表4のとおりである。

団体の事務局業務に従事していた県職員は延べ288人であり、従事時間は、延べ37,158時間で1団体当たり422時間、1人当たり129時間であった。

(3) 県支出金の状況

県支出金の状況は、表5のとおりである。

臨時的な経費である高校総体関連分を除いた県支出金の総額は198,210千円で、1団体当たり2,252千円であった。

2 監査結果の概要

(1) 団体の特性

県機関が所管し、人的、財政的に関与している団体は、県行政の円滑な推進、行政事務の円滑化、県民意識の啓発・醸成、施策の普及、調査・研究などの目的を持って設立されたものである。

これらの団体への関与は、事務局の運営主体としての関与、役員として団体の意思形成過程にかかわる関与、専門的分野の知識を生かした関与、県民との協働のパートナーとしての関与などの人的関与や、補助・交付金、負担

金、委託料等の支出の財政的関与など、団体の設置目的、運営及び活動内容等によって多様で幅広いものがある。

団体の長所としては、設置が容易で、運営手続等も簡便であるとともに、市町村や関係団体、個人などの多様な意見を取り入れながら、事業の実施や運営に当たられることから、効率的、機動的であることが期待される。

しかしながら、一方短所として、事業が団体の名において実施されるため、団体の存在、事業が県と渾然一体となり、責任の所在について不明確になりかねないこと、事務局運営に県職員が職務の一環として従事していることから人件費が団体の運営コストとして認識されないこと、また、公益法人のような適切な規範がないため運営や会計処理等が安易に流されやすいことなどがある。

(2) 監査の視点

団体が有するこれらの長所、短所を踏まえ、県の関与の在り方について、次の事項を視点として県の関与の必要性、団体の存在意義について検証を行い、県が直接行うもの、引き続き県が主体となり団体を運営するもの、団体を廃止するもの、他団体と統合するもの、民間や市町村に運営主体を委ね事務局業務を移管するものについて整理した。

人的関与

ア 県が行うべき事業は県が直接行うことが原則であるが、行政の推進や行政事務処理の面において、団体の運営コストも含め団体が行った方がより効率的、効果的であるものは団体に行わせる。

イ 団体の目的が一定程度達成されたもの、社会経済情勢の変化に伴い団体の存在意義が低下したりなくなっているものは、団体を廃止する。

ウ 団体は、目的や活動内容が類似している他の団体との調整を行い重複を避ける。

エ 県民意識の啓発、意識醸成等県民運動的な活動を目的とした団体は、民間主導で運営する。

この場合、団体設立当初は運営基盤が弱いいため、県が関与しながら団体の自立を促進することは必要であるが、自立後は県は専門的な立場で参画し、側面的に団体の活動を支援する。

オ 県と市町村で構成されている団体について、活動範囲が県全域にわたるものは県が事務局を持ち、地域性のあるものは市町村が事務局を持つ。

カ 指導や財政支出を行う県の代表者等が、指導等を受ける立場である団体の代表者に就任することは、原則として避ける。

財政的関与

ア 財政支出は、県の規則等に基づき適正に行う。

イ 財政支出は、団体の活動状況や団体の財政状況等を十分勘案して行うこととし、単なる団体の運営経費の支援は、原則として行わない。

ウ 団体は、財政支出の目的に沿って適正に事業を執行する。

3 県の関与についての問題点

今回の監査において、団体に対する県の関与について、上記事項に照らし、次に掲げる問題点が見られた。

(1) 人的関与

団体において事業を実施しているが、県が直接執行することを検討する必要があるもの

設立後相当年数が経過し設立目的が一定程度達成されたもの、社会・経済情勢の変化、事業実績から、団体業務の必要性がなくなっているもの又は必要性が低下しており、団体の廃止又は団体の活動の休止を検討する必要があるもの

他に目的や事業内容が類似している団体があり、広域的・効率的な運営を行うため統合する必要があるもの
本来、民間主導で活動すべき団体に対し、県が団体の事務局を持ち深く関与しているが、団体の主体的な活動を推進するため、団体の自立を支援しつつ、民間組織への事務局移管を検討する必要があるもの

団体の事業規模の縮小又は市町村合併に伴う市町村の体制の強化等により、県が事務局を持つ必然性が低下するため、市町村への事務局移管を検討する必要があるもの

団体の代表者に知事等が就任しているもの

(2) 財政的関与

団体の事業規模が縮小したり、財政状況に余裕があるため、団体に対する財政支出について、縮減等の検討が必要であるもの

団体に対する財政支出について、支出内容及び支出手続が適切でないため、改善等について検討する必要があるもの

(3) その他

県有財産の管理を団体が行う根拠が不明確なもの

団体の事業内容により、団体の所管を他の県機関へ移管することを検討する必要があるもの

県機関の契約事務、物品管理事務について改善が必要であるもの

第4 監査意見

1 団体に対する県の関与の在り方

この監査結果を踏まえ、県の関与の在り方について改善が必要なものは、下記のとおりであるので、検討されたい。

(1) 団体の今後の方向性

団体の廃止（休止を含む。）を検討する必要があるもの

島根県広域連携推進協議会

島根県広報協会

島根県中央地域リゾート構想推進協議会

島根県市町村税協議会連合会

各地域高齢化問題調査研究協議会

(社)日本住宅協会島根県支部

他の団体との統合を検討する必要があるもの

各地域人権・同和問題啓発推進協議会

島根県公共図書館協議会

島根県読書推進運動協議会

しまね子どもの読書等推進の会

団体を存続しながら民間組織への事務局移管を検討する必要があるもの

島根県危険物保安協会連合会

各地域消費者問題研究協議会

島根県文化団体連合会

島根県・慶尚北道交流美術展実行委員会

島根県文芸協会

各地域環境会議

島根県小児保健協会

島根県食生活改善推進協議会

島根県森林とのふれあい推進事業実行委員会

島根県林業構造改善協議会

浜田港清港会

島根県スポーツレクリエーション祭島根県実行委員会

島根県文化財愛護協会

団体を存続しながら市町村への事務局移管を検討する必要があるもの

島根県防災ヘリコプター経営管理協議会

築地松景観保全対策推進協議会

島根県中国山地開発推進協議会

松江・出雲国際観光テーマ地区推進協議会

島根県公民館連絡協議会

上記に記載したものの以外のものについては、現状の枠組みで継続することは適当または、やむを得ないと考える。

なお、知事等が団体の代表者に就任することは、原則として避けること。

(2) 個々の団体に関する事項

県の関与の一部の事項について見直しの検討が必要であるもの

ア 消防防災課 (唯山道路維持管理協議会)

県防災行政無線中継局のための県有の管理用道路を団体が維持管理を行っているが、県が団体に県有財産の管理を行わせる根拠が不明確であるので、適正に行うこと。

イ 交通対策課 (安全運転実技教育事業実行委員会)

事業内容が警察の本来業務と密接であり、団体の所管を警察本部へ移管するよう検討すること。

ウ 景観自然課 (築地松景観保全対策推進協議会)

団体に対する補助金について、補助対象事業である築地松助成金交付事業については年数も経過しているので、補助事業の評価を的確に実施し、例えば技術者の育成に重点を置くなど事業内容を見直すとともに、期限を設定することを検討すること。

エ 環境政策課 (地域環境会議)

地域環境会議は、平成11年度策定の環境基本計画に基づき、環境保全活動助成支援事業を実施するため、各健康福祉センターに事務局を置き設置された。

この事業は、平成13年度の(財)島根ふれあい環境財団21の発足に伴い、従来の県主導の団体による事業執行から民間主導で行うこととされたにもかかわらず、各地域では既存の地域環境会議が事業の実施主体となり、同会議の事務局も引き続き健康福祉センターが持つこととなった。

民間が行うこととされた事業について、県が従前のおりの関与を行うことは民間主導の理念に反するので、事業の受け皿となる民間組織等の育成を図りつつ、県の関与の取りやめを検討すること。

オ 林業課 (島根県林業構造改善協議会)

団体に対する補助金について、団体の財政状況に余裕があるので、縮減を検討すること。

カ 森林整備課 (島根県中国山地開発推進協議会)

団体に対する負担金について、団体の事業規模及び財政状況を踏まえ、縮減を検討すること。

キ 高校教育課

(島根県公立高等学校長協会)

(島根県特殊教育諸学校長会)

(島根県知的障害養護学校長会)

(島根県高等学校教頭協議会)

(島根県特殊教育諸学校教頭会)

(島根県高等学校定時制通信制教頭協会)

(島根県立高等学校事務長協議会)

(島根県特殊教育学校事務長協議会)

県職員で構成する団体の構成員個々の会費について全額県費で負担しているが、県費負担を廃止すること。

なお、教職員の資質向上や学校運営の課題等を解決するため、団体が行う調査・研究事業等について、教育行政推進のため必要があれば補助金等で対応すること。

ク 広瀬土木事務所 (山佐中継局管理道路維持管理協議会)

ダム管理及び防災行政無線無線中継局のための県有の管理用道路を団体が維持管理を行っているが、県が団体

に県有財産の管理を行わせる根拠が不明確であるので、適正に行うこと。

ケ 図書館（島根県読書推進運動協議会）

県は、図書館資料複写業務を団体に委託しているが、徴収した複写に伴う収入を全額団体の収入とし、それを以て委託料とする契約（収入と支出の相殺）となっている。

しかし、複写機及び臨時職員の賃金の一部を県が負担している状態となっているため、団体としては余剰金が発生し他の事業に充当されている。

については、複写に伴う収入は全額県の収入とし、この業務は県が直接行うことを検討すること。

2 団体の運営等に関する指導

団体の会計や事務処理については、団体自ら適切な規定を整備するか、あるいは県の規定に準じて、適正に執行すべきであるが、良好であるとは言えない状況であった。

県機関は、団体の業務内容及び財務状況等を的確に把握し、団体運営が合理的かつ効率的に行われるよう指導されたい。

団体業務に従事する県機関の職員は元より、団体職員に対しても、事務処理についての説明責任が確保されるよう適切な事務処理を行い、経費の節減に努めるよう指導されたい。

特に、次に掲げる事項について、団体に対して指導を徹底されたい。

- (1) 団体の事務局組織に関する規定、会計事務処理に関する規定、決裁権限に関する規定、総会の定足数に関する規定、監事に関する規定など、団体運営の基本的事項に関する規定が整備されていない団体が多数あった。
これらの規定は、団体運営の根幹をなすものであり、速やかに整備すること。
- (2) 団体の総会等が開催されていないもの、総会等は開催されたが、事業計画・予算が提案されなかったため、事業計画・予算が議決がなされないまま執行されたものなどがあったので、予算・事業計画等の議決を徹底すること。
- (3) 監事が設置されていないもの、監事による監査が実施されていないもの、複数の者による牽制機能が不十分なものがあつたので、関係規定の整備及び内部の相互チェック体制の確保を図ること。
- (4) 団体における現金の受け払いを明確にするため、現金出納簿を整備し、的確に記載するとともに、預金通帳等の管理を適正に行うこと。
- (5) 収入・支出伺、契約書の作成、支出証拠書の整備及び履行検査を徹底すること。
- (6) 特段の理由がない次年度への繰越金については、その発生原因等を検証し是正等を行うこと。
- (7) 県が負担すべき経費と団体が負担すべき経費との区分を明確にすること。
- (8) 物品販売等の収入がある団体については、財務内容が明確になるよう複式簿記の導入について検討すること。

ま と め

県機関が所管する団体は、これまで当然のことながら県の主導により設立・運営されてきた。

今後は、市町村合併による市町村の行政能力の向上、役割分担の拡大、民間非営利団体（NPO法人）やボランティア活動団体など、地域活動の様々な分野に新たな担い手が参加しつつあることを視野に入れて、県の団体に対する関与の在り方、内容について速やかに検討を行うとともに、県の関与の継続が適当または、やむを得ないとしたものについても、随時検討を行われたい。

また、県職員が団体の事務局運営に深く関与しているため、県民には県の事務事業と団体の事務事業が一体のものとして受け止められることを十分認識し、適正な団体運営や最小の費用で最大の効果を上げるための効率的な団体運営など県民の信頼を失わないための適切な関与に留意する必要がある。

今回の監査結果について十分検討が尽くされ、県の団体に対する関与が合理的、かつ、効率的に行われることを期待するとともに、今回の監査の対象としなかった任意団体を所管する機関においても、この結果の主旨を踏まえ、適切な関与が行われることを望むものである。

表 1 平成15年度行政監対象機関及び所管任意団体

監 査 対 象 機 関		任 意 団 体 名	
政策企画局	政策企画監室	島根県広域連携推進協議会	
	広聴広報課	島根県広報協会	
	統計調査課	島根県統計協会	
総 務 部	消防防災課	唯山道路維持管理協議会	
		島根県危険物保安協会連合会	
		島根県防災ヘリコプター経営管理協議会	
地域振興部	地域政策課	島根県中央地域リゾート構想推進協議会	
	市町村課	島根県明るい選挙推進協議会	
		島根県市町村税協議会連合会	
	交通対策課	島根県鉄道整備連絡調整協議会	
		中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会・J R 伯備線フリーゲージトレイン導入促進島根県期成同盟会	
		山陰本線高速化募金委員会	
		島根県山陰本線活性化委員会	
安全運転実技教育事業実行委員会			
環境生活部	環境生活総務課()	隠岐支庁総務局	隠岐地域消費者問題研究協議会
		松江総務事務所	松江地域消費者問題研究協議会
		木次総務事務所	雲南地域消費者問題研究協議会
		出雲総務事務所	出雲地域消費者問題研究協議会
		川本総務事務所	県央地域消費者問題研究協議会
		浜田総務事務所	浜田地域消費者問題研究協議会
		益田総務事務所	益田地域消費者問題研究協議会
	人権同和对策課()	隠岐支庁総務局	隠岐地域人権・同和问题啓発推進協議会
		松江総務事務所	松江地域人権・同和问题啓発推進協議会
		木次総務事務所	雲南地域人権・同和问题啓発推進協議会
		出雲総務事務所	出雲地域人権・同和问题啓発推進協議会
		川本総務事務所	県央地域人権・同和问题啓発推進協議会
		浜田総務事務所	浜田地域人権・同和问题啓発推進協議会
		益田総務事務所	益田地域同和问题啓発推進協議会
	文化振興課	島根県文化団体連合会	
		島根県・慶尚北道交流美術展実行委員会	
		島根県文芸協会	
	景観自然課	築地松景観保全対策推進協議会	
		島根県自然公園協会	
	環境政策課	宍道湖水質汚濁防止対策協議会	
	環境政策課()	隠岐支庁健康福祉局	隠岐地域環境会議
		松江健康福祉センター	松江地域環境会議
		木次健康福祉センター	雲南地域環境会議
		出雲健康福祉センター	出雲地域環境会議

		川本健康福祉センター	大田・邇摩・邑智地域環境会議
		浜田健康福祉センター	浜田地域環境サークル
		益田健康福祉センター	益田地域環境会議
健康福祉部	健康推進課		島根県藤楓会 (旧(財)藤楓会島根県支部)
			島根県小児保健協会
			島根県食生活改善推進協議会
	高齢者福祉課 ()	隠岐支庁健康福祉局	隠岐地域高齢化問題調査研究協議会
		松江健康福祉センター	東部地域高齢化問題調査研究協議会
		木次健康福祉センター	雲南地域高齢化問題調査研究協議会
		出雲健康福祉センター	出雲地域高齢化問題調査研究協議会
		川本健康福祉センター	県央地域高齢化問題調査研究協議会
		浜田健康福祉センター	浜田地域高齢化問題調査研究協議会
		益田健康福祉センター	益田地域高齢化問題調査研究協議会
	青少年家庭課	青少年育成島根県民会議	
	中央児童相談所	島根県里親会	
農林水産部	林業課		島根県森林とのふれあい推進事業実行委員会
			島根県林業構造改善協議会
	森林整備課	島根県中国山地開発推進協議会	
	出雲農林振興センター	全国種畜共進会出雲地区出品対策委員会	
商工労働部	観光振興課	松江・出雲国際観光テーマ地区推進協議会	
	企業立地課	島根県企業誘致対策協議会	
	広島事務所	広島地区観光情報発信事業実行委員会	
	浜田商工労政事務所	石見観光振興協議会	
土 木 部	高速道路推進課	山陰自動車道建設促進期成同盟会	
	建築住宅課	(社)日本住宅協会島根県支部	
	浜田土木建築事務所	浜田港清港会	
	広瀬土木事務所	山佐中継局管理道路維持管理協議会	
教育委員会	高校教育課 ()	松江北高等学校	島根県公立高等学校長協会
		松江養護学校	島根県特殊教育諸学校長会
		松江養護学校	島根県知的障害養護学校長会
		松江南高等学校	島根県高等学校教頭協議会
		松江清心養護学校	島根県特殊教育諸学校教頭会
		松江北高等学校	島根県高等学校定時制通信制教頭協会
		松江北高等学校	島根県立高等学校事務長協議会
		松江ろう学校	島根県特殊教育学校事務長協議会
		松江北高等学校	島根県高等学校文化連盟
	保健体育課		島根県スポーツレクリエーション祭島根県実行委員会
			島根県学校保健会
	保健体育課 ()	松江東高等学校	島根県高等学校体育連盟
		松江ろう学校	島根県高等学校体育連盟 (ろう学校部)
		松江北高等学校	島根県高等学校体育連盟 (定時制通信制部会)

全国高校総体推進室		平成16年度全国高等学校総合体育大会島根県実行委員会
生涯学習課		島根県公民館連絡協議会
		島根県社会教育委員連絡協議会
人権同和教育課()	石見養護学校	島根県高等学校同和教育研究協議会
文化財課		島根県文化財愛護協会
図書館		島根県公共図書館協議会
		島根県読書推進運動協議会
		しまね子どもの読書等推進の会
大田高等学校		島根県高等学校教育研究連合会
出雲養護学校		島根県特殊教育諸学校教育研究会
合計	57機関	89団体

(注) () の機関は団体の事務局を所管していない

表 2 県職員の団体代表者への就任状況

(単位：人・%)

区 分	調査団体数 (A)	代表者就任 団体数 (B)	構 成 比 (A) / (B) %	代表者就任県職員の内訳 (C)		
				知 事	教 育 長	そ の 他
政策企画局	3	3	100.0	1		2
総 務 部	3	2	66.6			2
地域振興部	8	5	62.5	4		1
環境生活部	27	1	3.7			1
健康福祉部	12	3	25.0			3
農林水産部	4	1	25.0			1
商工労働部	4	1	25.0	1		
土 木 部	4	3	75.0	1		2
教育委員会	23	19	82.6		2	17
	24	20	83.3	1	2	17
計	88	38	43.2	7	2	29
	89	39	43.8	8	2	29
構 成 比 (B) / (C)		100.0		20.5	5.1	74.4

高校総体実行委員会は16年度までの臨時的な団体のため、破線上段に同実行委員会を除いた数を記載している。

表 3 県職員の団体役員への就任状況

(単位：人・%)

区 分	団体総数	県職員 役員就任 団体数	団体役員 総 数 (A)	うち 県職員 (B)	構成比 (B) / (A) %	県職員の団体別役員就任数				
						1 人	2 人	3 人	4 人	5 人 以上
政策企画局	3	3	42	6	14.3	1	1	1		
総 務 部	3	3	38	4	10.5	2	1			
地域振興部	8	7	62	10	16.1	4	3			
環境生活部	27	2	267	3	1.1	1	1			
健康福祉部	12	7	149	22	14.8	2	1	2		2
農林水産部	4	2	32	3	9.4	1	1			
商工労働部	4	3	36	4	11.1	2	1			
土 木 部	4	3	21	3	14.3	3				
教育委員会	23	20	466	279	59.9	1	2	3	3	11
	24	21	536	301	56.2	1	2	3	3	12
計	88	50	1,113	334	30.0	17	11	6	3	13
	89	51	1,183	356	30.1	17	11	6	3	14

高校総体実行委員会は16年度までの臨時的な団体のため、破線上段に同実行委員会を除いた数を記載している。

表 4 県職員の団体業務従事人数及び従事時間数

(単位：人・時間)

区 分	団体数	延人数	事務局員のうちの県職員数					年間従事 時間数	左の1人 当時間数	
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上			
政策企画局	3	10		1	1		1	181	18.1	
総 務 部	3	4	2	1				239	59.8	
地域振興部	8	30	1	1	2	1	3	3,902	130.0	
環境生活部	27	86	1	3	15	6	2	13,690	159.2	
健康福祉部	12	40		5	2	3	2	5,107	127.7	
農林水産部	4	19		1	1		2	848	44.6	
商工労働部	4	16		1	1		2	3,470	216.9	
土 木 部	4	18			1	2	1	575	31.9	
教育委員会	23	65	6	4	4	7	2	9,146	140.7	
	24	86	6	4	4	7	3	34,911	405.9	
計	88	288	10	17	27	19	15	37,158	129.0	
	89	309	10	17	27	19	16	62,923	203.6	
							団体平均	88団体	37,158	422.3
								89団体	62,923	707.0

破線上段は高校総体実行委員会を除いた数

表 5 県支出金の状況

(単位：千円・%)

金額区分	団体数	構成比	県支出金 受 入 額	構成比	補助・交付金		負担金		委託料	
					団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
100万円未満	55	62.5	18,166	9.2	24	8,760	26	6,779	10	5,592
		61.8		5.1						
100万円以上 500万円未満	22	25.0	42,967	21.7	14	31,418	3	4,369	8	22,079
		24.8		12.1						
500万円以上 1,000万円未満	6	6.8	53,173	26.8	4	33,936	1	6,000	2	13,575
		6.7		15.0						
1,000万円以上	5	5.7	83,904	42.3	1	20,242	2	32,460	1	13,000
	6	6.7	240,576	67.8	2	105,339			2	84,575
合 計	88	100.0	198,210	100.0	43	94,356	32	49,608	21	54,246
	89	100.0	354,882	100.0	44	179,453			22	125,821
平 均			2,252			2,194		1,550		2,583
			3,987			4,078		1,550		5,719

破線上段は高校総体実行委員会及び島根県高等学校体育連盟の高校総体関連分を除いた数・金額
複数区分の支出金を受け入れている団体があるため合計は一致しない。

表 6 団体の決算状況

(単位：千円・%)

金額区分	収 入				支 出				繰 越 額	
	団体数	構成比	収入金額	構成比	団体数	構成比	収入金額	構成比	団体数	金額
100万円未満	39	44.3	18,588	2.4	41	46.6	16,609	2.4	43	11,566
		43.8		2.0		46.1		2.0		
100万円以上 500万円未満	31	35.2	69,778	9.1	30	34.1	64,949	9.4	9	19,499
		34.8		7.6		33.7		7.7		
500万円以上 1,000万円未満	6	6.8	49,912	6.5	7	8.0	55,110	8.0	1	6,474
		6.7		5.4		7.8		6.5		
1,000万円以上	12	13.6	630,636	82.0	10	11.3	550,630	80.2	1	27,077
	13	14.6	784,478	85.0	11	12.4	705,472	83.8		43,077
合 計	88	100.0	768,914	100.0	88	100.0	687,298	100.0	54	64,616
	89	100.0	922,756	100.0	89	100.0	842,140	100.0		80,616
平 均			8,737				7,810			1,197
			10,368				9,462			1,493

破線上段の団体数は高校総体実行委員会を除き、金額は同実行委員会及び島根県高等学校体育連盟の高校総体関連分を除いた。

人権同和对策課	(隠岐支庁総務局)	H 8 . 5	0	11	3	0	96	1,415				1,415
	隠岐地域人権・同和问题啓発推進協議会	20										
	(松江総務)	S 58 . 4	0	5	3	0	872	1,750				1,750
	松江地域人権・同和问题啓発推進協議会	24										
	(木次総務)	S 54 . 12	0	5	3	0	824	790				790
	雲南地域人権・同和问题啓発推進協議会	20										
	(出雲総務)	S 58 . 6	0	4	3	0	730	1,415				1,415
	出雲地域人権・同和问题啓発推進協議会	27										
	(川本総務)	H 51 . 10	0	6	3	0	640	1,550				1,550
	奥出雲地域人権・同和问题啓発推進協議会	20										
	(浜田総務)	H 58 . 6	0	5	3	0	1,792	1,370				1,370
	浜田地域人権・同和问题啓発推進協議会	20										
	(益田総務)	S 58 . 6	0	5	5	1	1,320	1,015				1,015
	益田地域同和问题啓発推進協議会	1										
	島根県文化団体連合会	H 14 . 7	0	19	4	0	360	464				464
島根県・慶尚北道交流美術展実行委員会	3											
島根県文化芸術協会	H 12 . 4	1	2	3	3	320	2,663		2,663		2,663	
島根県自然公園協会	31											
築地松景観保全対策推進協議会	S 47	0	10	4	0	360	974	1,600			2,574	
島根県自然課	9											
島根県自然課	H 6 . 5	0	4	4	0	520	6,447				6,447	
島根県自然課	S 51 . 7	0	6	6	4	0	224	200			200	
宍道湖水質汚濁防止対策協議会	9											
(松江健福 C)	H 6 . 6	2	2	4	5	0	602	675			675	
松江地域環境会議	2											
(木次健福 C)	H 13 . 6	0	2	2	4	0	228	497			497	
雲南地域環境会議	4											
(出雲健福 C)	H 11 . 6	0	21	2	0	230	498				498	
出雲地域環境会議	2											
(川本健福 C)	H 13 . 4	0	16	16	2	0	480	499			499	
大田・湖原・邑智地域環境会議	4											
(浜田健福 C)	H 11 . 8	0	12	12	5	0	448	499			499	
浜田地域環境会議	4											
(益田健福 C)	H 11 . 11	0	42	42	2	0	900	856			1,854	
益田地域環境会議	2											
(隠岐支庁健福局)	H 13 . 6	0	22	22	3	0	560	493			493	
隠岐地域環境会議	2											
(隠岐支庁健福局)	H 13 . 4	0	14	14	3	0	320	494			494	
隠岐地域環境会議	35											
(財) 藤瀬会 島根県支部	S 43 . 4	7	15	22	3	0	580	137			3,137	
島根県小児保健協会	S 41 . 11	0	13	13	4	0	163	5			5	
島根県食生活改善推進協議会	24											
(隠岐支庁健福局)	S 54 . 11	0	7	7	4	0	786	(国2,258)			2,258	
隠岐地域高齢化問題研究協議会	13											
(松江健福 C)	H 2 . 11	1	2	3	2	0	150	190			190	
雲南地域高齢化問題研究協議会	12											
(木次健福 C)	H 3 . 2	3	14	17	5	0	92	20			20	
雲南地域高齢化問題研究協議会	12											
小計	27 団体	3	264	267	86	0	13,690	19,408	0	7,615	2,939	29,962
健康推進課	(財) 藤瀬会 島根県支部	S 43 . 4	7	15	22	3	0	580	137			3,137
健康推進課	島根県小児保健協会	S 41 . 11	0	13	13	4	0	163	5			5
健康推進課	島根県食生活改善推進協議会	S 54 . 11	0	7	7	4	0	786	(国2,258)			2,258
健康推進課	(隠岐支庁健福局)	H 2 . 11	1	2	3	2	0	150	190			190
健康推進課	(松江健福 C)	H 3 . 2	3	14	17	5	0	92	20			20
健康推進課	雲南地域高齢化問題研究協議会	H 3 . 4	2	3	5	4	0	568	190			190

